

8 法務

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
法曹人口の大幅増員等 (司法制度改革推進本部、法務省)	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとされている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。	調査・検討	調査・検討	調査・検討		(法務省) 司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定したところであり、同意見の内容に沿った措置が講じられる見込みである。 (司法制度改革推進本部) 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すこと等を内容とする司法制度改革推進計画を策定(平成14年3月19日閣議決定)	
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (法務省、経済産業省)	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士(簡易裁判所での訴訟代理権)及び弁理士(特許権等の侵害訴訟での代理権)については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置(4月施行予定) 弁理士について措置(公布後1年以内に施行予定)		(法務省) 司法書士について研修等の能力担保措置を前提に、簡易裁判所の事件に関し訴訟代理等を行うことを可能とする司法書士法等の一部改正法案を第154回国会に提出。 (経済産業省) 弁理士について研修等の能力担保措置を前提に、特許権等の侵害訴訟での代理を行うこと等を内容とする弁理士法の一部改正法案を第154回国会に提出。	

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
倒産法制の整備 (法務省)	会社更生法に関して、更生手続開始の条件の緩和や債権確定手続の迅速化のための見直し等も含めて総合的な検討を行い、会社更生手続が、企業の迅速かつ円滑な事業再建を可能とする透明性の高い手続となるよう会社更生法を改正する。 また、過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。	検討	会社更生法は14年度国会提出、破産法は15年度国会提出			(法務省) 平成14年3月に会社更生法改正要綱案担当者素案をパブリック・コメント手続に付しており、その結果を踏まえ、法制審議会倒産法部会における改正案の審議を継続中。 法制審議会倒産法部会破産法分科会において、破産法等の改正案の審議を継続中。	
競売の実効性確保 (法務省) <住宅アの再掲>	民法(明治29年法律第89号)第395条の短期賃貸借保護制度については、抵当権に後れる賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討する。 また、以下の点を含め、競売制度については担保制度に関する制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善を検討する。 (a) 競売参加者による物件内覧の機会の拡充 (b) 占有の正当性を占有者が拳証できない場合につき占有権原を否定する途を開くこと (c) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全処分など占有排除に関する処分については、当事者を確知できなくともその物件の占有者に対して効力が及ぶような立法措置 (d) 最低売却価額の制度の在り方 (e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討	措置(法案提出)			(法務省) 法制審議会の担保・執行法制部会において審議を行い、平成14年3月、これまでの審議の結果を中間的に取りまとめた試案を作成・公表し、広く意見を求めている。	